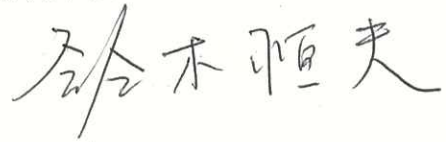


藤沢市西富墓地条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月18日

藤沢市長



藤沢市条例第33号

藤沢市西富墓地条例の一部を改正する条例

藤沢市西富墓地条例（昭和33年藤沢市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第1号中「6,000円」を「8,000円」に改め、同項第2号中「3,000円」を「4,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の藤沢市西富墓地条例第14条第1項の規定は、令和9年度以後の年度分の藤沢市西富墓地の使用に係る管理料について適用し、令和8年度分までの藤沢市西富墓地の使用に係る管理料については、なお従前の例による。